平成２３年（フ）第２２号
広島県福山市新市町大字新市1115番地５
債務者　栗原　伸至
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３１０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉570番地43
債務者　柳　　常一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２２号
北九州市小倉南区富士見２丁目２番３―403号
債務者　藤﨑　保信
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６号
佐賀県唐津市肥前町納所甲919番地２
債務者　中山　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第５０号
千葉県野田市山崎2504番地の７　コーポサイエンス106
債務者　廣澤　京子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５号
千葉県鎌ケ谷市右京塚13番16号
債務者　岡安　大輔（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６号
千葉県鎌ケ谷市右京塚13番16号
債務者　岡安美希子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５号
千葉県柏市花野井610番地１　Ｆボナール101号
債務者　富井　　薫
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７６号
千葉県柏市旭町４丁目７番11号　オークハウス301号
債務者　鈴木　祐子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７９号
千葉県流山市鰭ケ崎11番地の８　シャルム南流山302
債務者　上原　寿美
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８８号
千葉県流山市向小金１丁目238番地の１　ファミールガーデン南柏417
債務者　成海　恒治
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９２号
千葉県松戸市新松戸６丁目210番地の１　ウスイコーポ202号
債務者　福井　青子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿屋市札元２丁目3815番地９
債務者　平野美佐子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘2168番地１
債務者　古屋敷　剛
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多郡794番地
債務者　中村　光子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目８番29号、旧住所鹿児島県鹿屋市下堀町3013番地４
債務者　馬込　信一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
青森県弘前市大字南城西２丁目２番地11
債務者　成田　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
青森地方裁判所弘前支部